

建設工事等における入札書及び入札金額内訳書に係る取扱いについて

吉見町における入札（電子入札を含む）において提出される入札書及び入札金額内訳書の取扱いについては、下記のとおりとします。

I 入札額に相違があった場合

入札金額見積内訳書（以下、「内訳書」という。）の入札額と入札書に記入された入札額（電子入札においては、埼玉県電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）に入力された入札額。以下同じ。）に相違があった場合、当該入札は無効（失格）とする。

II 入札書に不備等があった場合

入札書に不備等があった場合の取扱いは、下記のとおりとします。

①入札を無効（失格）とするもの

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 入札書の記載事項を訂正した場合において、当該箇所に押印のない入札
- (3) 押印された印影が不明瞭な入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が不明瞭な入札書による入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 委任状の提出のない代理人がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (11) その他入札の条件に違反した入札

②入札辞退として扱うもの

- (1) 入札に関し定めた要領等に入札の辞退となる旨の定めのある場合
- (2) 初度入札において落札者がなかった時の再度入札において、初度入札の最低入札額以上の金額で入札した場合

III 入札金額内訳書に不備等があった場合

発注者が入札書の提出時に内訳書の提出を求めた場合、下記のとおり取扱います。

①入札を無効（失格）とするもの

- (1) 内訳書を提出しない場合
- (2) 内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発

注者が判断した場合

- (3) 内訳書に記載された工事名、工事場所、直接工事費の内訳等から、明らかに当該入札の内訳書ではないと発注者が判断した場合
- (4) 内訳書に記載された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名が、明らかに当該内訳書を提出したものと異なると発注者が判断した場合
- (5) 発注者が「必ず記入」とした欄に記載が不足している場合
- (6) 発注者が示した直接工事費の内訳項目の金額が未記入の場合
- (7) 内訳書の入札額欄の金額が入札書に記載された金額と相違している場合
- (8) その他、発注者が不備な内訳書であると判断した場合

②入札辞退として扱うもの

- (1) 発注者が入札辞退として取扱うべきと判断した場合

IV その他

- (1) 入札執行要綱等の規定により入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (2) この取扱いは、令和2年10月15日以降に公告又は指名通知等を行う入札（随意契約の見積書徴収を含む。）から適用する。